



三菱高圧力型電気温水器 (小型温水ボイラー)

高圧力型 電気温水器

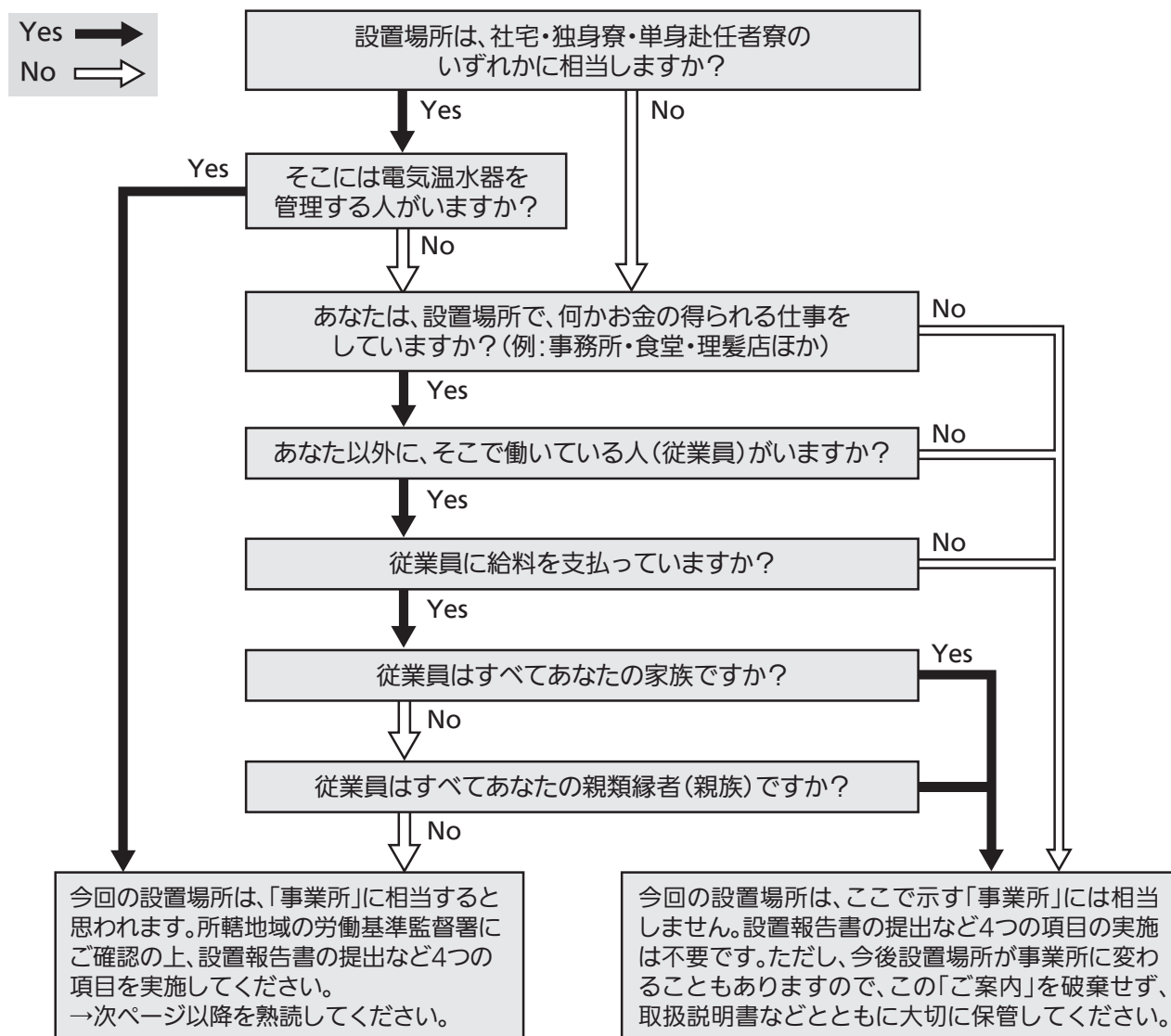
高圧力型電気温水器を家庭用以外
(例 工場、事務所、店舗、社員寮など)
で使用すると労働安全衛生法の規準
があり、特別な対応が必要です。

事業者さまへのご案内

事業者さま※が高圧力型電気温水器(小型温水ボイラー)をご使用いただく際(「事業所」に該当する場所へ設置する際)には、労働安全衛生法令上、4つの項目(「設置報告」「定期自主検査」「特別教育」「事故報告」)を実施することが義務づけられています。(労働省基発第695号の5 H10, 12, 11)

下記に従って、高圧力型電気温水器の設置場所が「事業所」か否かを判断してください。

設置場所が「事業所」に相当する場合は、必ず「所轄の労働基準監督署への設置報告」など4つの項目を実施してください。(詳細は、次ページ以降を熟読の上、所轄地域の労働基準監督署にお問い合わせください。)

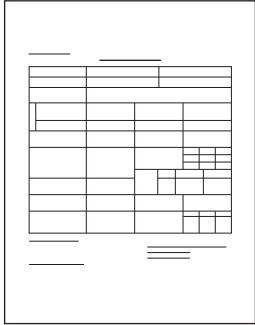
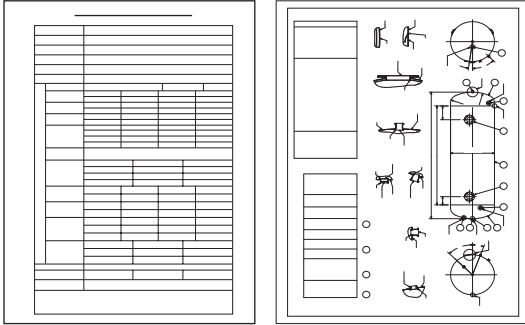
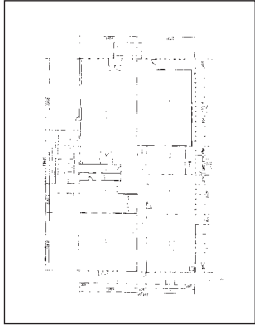


※事業者さまとは、事業を行う者で、労働者(賃金を支払われる者)を使用するものをいいます。
ただし、同居の親族のみを使用する事業や事務所は適用されません。

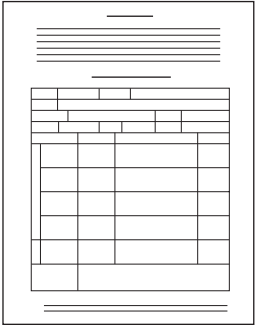
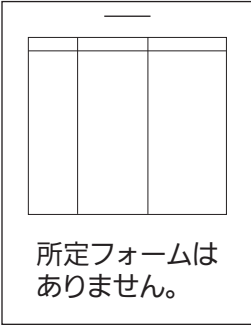
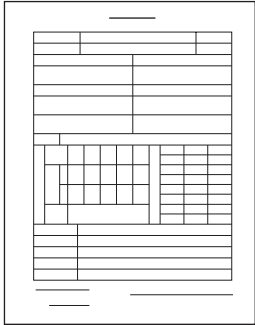
高圧力型電気温水器は、「労働安全衛生法」の定めにより、「事業所」への設置の際には、「所轄の労働基準監督署への設置報告」が義務づけられます。また、設置後も、「定期自主検査」「特別教育」「事故報告」を負うこととなります。それぞれの場合において、書類を作成し、労働基準監督署への提出や書類の保管が求められますので、下記内容を熟読の上、所定の書類作成および報告手続きを行なってください。
 ※報告などを行わない場合、法律により罰せられますのでご注意ください。

高圧力型電気温水器設置時に作成が必要な書類一覧

設置報告 関連書類 計3枚 (2部作成して提出してください。明細書・構造図は1部コピーしてください。)

<p>小型ボイラー設置報告書</p>  <p>9ページをコピーして使用してください。 (記入例:[屋内]5ページ [屋外]6ページ)</p>	<p>小型ボイラー明細書および構造図 おもて うら</p>  <p>製品に同梱されています。表が明細書、裏が構造図になっています。 (記入は不要です。このまま提出してください。)</p>	<p>小型ボイラー設置場所が記入された地図</p>  <p>(記入例:7ページ)</p>
--	--	--

設置時に作成し、すみやかに労働基準監督署に提出してください。

<p>定期自主検査 関連書類 計1枚</p> <p>定期自主検査報告</p>  <p>10ページをコピーして使用してください。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 年1回作成 作成後、3年間保存してください。(労働基準監督署への提出は不要) </div>	<p>特別教育 関連書類 計1枚</p> <p>特別教育受講者・科目等の記録</p>  <p>所定フォームはありません。</p> <p>同梱の取扱説明書を使用し、従業員に対して取扱い方法の教育を行い、受講者・科目等についての記録を作成してください。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 教育実施時に作成 作成後、3年間保存してください。(労働基準監督署への提出は不要) </div>	<p>事故報告 関連書類 計1枚</p> <p>事故報告書</p>  <p>11ページをコピーして使用してください。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 事故発生時に作成し、すみやかに労働基準監督署へ提出してください。 </div>
---	---	---

事業所設置の際の規定事項

設置報告

■適用法令→ボイラー及び圧力容器安全規則第91条(4ページ参照)

高圧力型電気温水器(小型温水ボイラー)を設置したときは、設置場所付近の状況や当該ボイラーが構造規格に適合しているかどうかを確認する必要があるため、事業者は、小型ボイラー設置報告書※¹(9ページ)に構造図※²及び小型ボイラー明細書※²、並びに小型ボイラーの設置場所の周囲の状況を示す図面※³を添えて、2部、所轄労働基準監督署長に提出してください。(明細書、構造図は1部コピーして提出してください。)

小型ボイラーを同一事業場内で移転した場合には、新たな「設置」があったものとみなされ、小型ボイラー設置報告書の提出が必要になります。

※1.「小型ボイラー設置報告書 記入例」(5、6ページ)を参考にしてください。

※2.同梱されている1ページものの明細書(表)・構造図(裏)を使用して設置届けを行なってください。

※3.事業所内での小型温水ボイラーの設置位置を記載した図面を書いてください。

(→7ページの「小型ボイラー設置位置図面 記入例」を参考にしてください。)

定期自主検査

■適用法令→ボイラー及び圧力容器安全規則第94条(4ページ参照)

事業者さまは高圧力型電気温水器(小型温水ボイラー)の使用を開始した後、1年ごとに1回、定期的に、次の項目について自主検査を行なってください。

本 体	<ul style="list-style-type: none">●製品本体からの漏れの有無●逃し弁の作動状態および漏れの有無●漏電遮断器の動作状況●タンクの手入れ
配 管	<ul style="list-style-type: none">●損傷と漏れの有無

検査方法の詳細は、取扱説明書の(「お手入れと点検」)を参照してください。

なお、自主検査を行なった後は、検査結果を記録用紙(10ページ)に記入し、3年間保存してください。

特別教育

■適用法令→ボイラー及び圧力容器安全規則第92条(4ページ参照)

事業者さまは、高圧力型電気温水器(小型温水ボイラー)の取扱い業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、安全のための特別の教育を行なってください。

特別教育の科目

- ①高圧力型電気温水器の構造に関する知識
- ②高圧力型電気温水器の付属品に関する知識
- ③関係法令
- ④高圧力型電気温水器の運転及び保守
- ⑤高圧力型電気温水器の点検

事業者さまは、特別教育を行なったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを3年間保存してください。

なお、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者は、当該科目についての特別教育を省略することができます。同梱の取扱説明書を使用して、製品の取扱い説明を行なってください。

事故報告

■適用法令→労働安全衛生規則第96条(4ページ参照)

事業者さまは、小型温水ボイラーの破裂の事故などが発生したときは、遅滞なく、様式第22号による報告書(11ページ)を所轄労働基準監督署長に提出してください。

関係法令

(1) ボイラー及び圧力容器安全規則

設置報告

第91条 事業者は、小型ボイラーを設置したときは、遅滞なく、小型ボイラー設置報告書(様式第26号)に機械等検定規則第1条第1項第1号の規定による構造図及び同項第2号の規定による小型ボイラー明細書並びに当該小型ボイラーの設置場所の周囲の状況を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

特別の教育

- 第92条 事業者は、小型ボイラーの取扱いの業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならない。
- 2 前項の特別の教育は、次の科目について行なうものとする。
 - 1 ボイラーの構造に関する知識
 - 2 ボイラーの附属品に関する知識
 - 3 燃料及び燃焼に関する知識
 - 4 関係法令
 - 5 小型ボイラーの運転及び保守
 - 6 小型ボイラーの点検
 - 3 安衛則第37条及び第38条並びに前2項に定めるもののほか、第1項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

定期自主検査

- 第94条 事業者は、小型ボイラー又は小型圧力容器について、その使用を開始した後、1年以内ごとに1回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1年をこえる期間使用しない小型ボイラー又は小型圧力容器の当該使用しない期間においては、この限りでない。
- 1 小型ボイラーにあつては、ボイラー本体、燃焼装置、自動制御装置及び附属品の損傷又は異常の有無
 - 2 小型圧力容器にあつては、本体、ふたの締付けボルト、管及び弁の損傷又は摩耗の有無
 - 2 事業者は、前項ただし書の小型ボイラー又は小型圧力容器については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。
 - 3 事業者は、前2項の自主検査を行なったときは、その結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。

(2) 労働安全衛生規則

事故報告

- 第96条 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第22号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- (1～2 略)
 - 3 小型ボイラー、令第1条第5号の第一種圧力容器及び同条第7号の第二種圧力容器の破裂の事故が発生したとき
(以下略)

高圧力型電気温水器(小型温水ボイラー)に適用される法令として以下のものがあります。

- 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)
- 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)
- ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)

小型ボイラー設置報告書(屋内) 記入例

様式第26号(第91条関係)

小型ボイラー設置報告書

①事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地				
電気機械器具 製造業		三菱電機(株)群馬製作所 電話(0276-52-1111)		群馬県太田市岩松町800番地				
使用の目的		給湯(実演展示用)						
ボイラー 室	②構造	○木造 鉄筋造 鉄筋コンクリート造 その他		床面積	延 97 m ²			
	③出入口の構造	○外開き式 引戸式		出入口の数	2			
④燃焼室炉壁の構造		普通 空 冷 水冷壁 れんが壁 れんが壁		⑤燃焼方式	手だき	ストーカ バーナ 燃焼 燃焼		
⑥燃料		石 炭 重 油 ガ ス ○その他		給水装置		種類	給水能力	数
							kg/hr	
⑦給水加熱器		有 ○無		給水処理装置		型式	処理その 内径及び長さ	処理能力
							mm× mm	l/hr
⑧自動制御方式		○全 自 動 燃 焼 系 そ の 他		⑨インタロック装置		低水位燃料しゃ断 失火時燃料しゃ断 そ の 他		
⑩ストレージタンク		有 ○無		煙突		⑪構造	口径	高さ
						鋼板製 鉄筋コンクリート製 その他	m	m

令和3年 4月 6日

事業者 三菱電機株式会社群馬製作所
職 所長
氏 名 三菱太郎

太田 労働基準監督署長 殿

備考

- ①の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- ②から⑩までの欄は、該当する事項に○印を付すること。

報告書

9ページからは、報告書になります。

報告書は、各様式(9～11ページ)をコピーしたものに記入して使用してください。

なお、記入後は、所轄労働基準監督署長に提出してください。

- 小型ボイラー設置報告書〈様式第26号〉… 9ページ
〈記入例〉… 5、6ページ
- 定期自主検査…10ページ
- 事故報告書〈様式第22号〉…11ページ

定期自主検査

ボイラー及び圧力容器安全規則第94条によって「事業者は、小型ボイラー又は小型圧力容器について、その使用を開始した後、1年以内ごとに1回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。」と定められております。

1. 本体損傷の有無

2. 配管

また「自主検査を行なったときは、その結果を記録し、これを3年間保存しなければならない」と規定されておりますので、下記の要領で自主検査をして、その結果の状態と措置を記録し、3年間保存してください。形名、製造番号、個別検定合格番号等は、本体に貼ってあります銘板をご覧ください。

小型温水ボイラー検査結果記録

種類	小型温水ボイラー	形名				
設置場所						
個別検定合格番号	小 [㊤] GM		製造番号			
最高使用圧力	MPa	伝熱面積	m ²	最大熱出力		
検査事項	検査結果の状態	措置の概要			検査要領	
一、 本 体	1. 製品本体からの漏れの有無					取扱説明書の「お手入れと点検」を参照ください。
	2. 逃し弁の作動状態および漏れの有無					
	3. 漏電遮断器の動作状況					
	4. タンクの手入れ					
二、 配 管	損傷と漏れ有無					
検査年月日	検査者氏名					
年 月 日						

高圧力型電気温水器(小型温水ボイラー)を安全にお使いいただくためには、定期点検(有料)を行なってください。詳細につきましては、取扱説明書を参照ください。

事 故 報 告 書

事業の種類		事業場の名称(建設業にあっては工事名併記のこと)				労働者数			
事業場の所在地		発生場所							
(電話)									
発生日時		事故を発生した機械等の種類等							
年月日時分		小型温水ボイラー							
構内下請事業の場合は親事業場の名称 建設業の場合は元方事業場の名称									
事故の種類									
人的被害	区分	死亡	休業4日以上	休業1~3日	不休	計	区分	名称、規模等	被害金額
							建 物	m ²	円
	事故発生 事業場の 被災労働者数	男						その他の建設物	円
		女						機 械 設 備	円
	その他の被災者の概数	()						原 材 料	円
								製 品	円
								そ の 他	円
								合 計	円
事故の発生状況									
事故の原因									
事故の防止対策									
参考事項									
報告書作成者職氏名									

年 月 日
労働基準監督署長 殿

事業者職氏名

備考

- 1 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「事故を発生した機械等の種類等」の欄には、事故発生の原因となった次の機械等について、それぞれ次の事項を記入すること。
 (1) ボイラー及び圧力容器に係る事故については、ボイラー、第一種圧力容器、第二種圧力容器、小型ボイラー又は小型圧力容器のうち該当するもの。
 (2) クレーン等に係る事故については、クレーン等の種類、型式及びつり上げ荷重又は積載荷重。
 (3) ゴンドラに係る事故については、ゴンドラの種類、型式及び積載荷重。
- 3 「事故の種類」の欄には、火災、鎖の切断、ボイラーの破裂、クレーンの逸走、ゴンドラの落下等具体的に記入すること。
- 4 「その他の被災者の概数」の欄には、届出事業者の事業場の労働者以外の被災者の数を記入し、()内には死亡者数を内数で記入すること。
- 5 「建物」の欄には構造及び面積、「機械設備」の欄には台数、「原材料」及び「製品」の欄にはその名称及び数量を記入すること。
- 6 「事故の防止対策」の欄には、事故の発生を防止するために今後実施する対策を記入すること。
- 7 「参考事項」の欄には、当該事故において参考になる事項を記入すること。
- 8 この様式に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

三菱電機株式会社

群馬製作所 〒370-0492 群馬県太田市岩松町800